

Title	競争と計画
Sub Title	Public planning and free market system
Author	氣賀, 健三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.11 (1956. 11) ,p.765(1)- 778(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19561101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561101-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561101-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ソ連學界における若干の論争……………加藤 寛(五)

書評及び紹介

ジョン・サヴィル編『民主主義と労働運動』……………飯田 鼎(五)

ドナ・トール女史記念論文集……………常盤 政治(三)

E・カルナウホーヴァ「ブルジョア革命と土地變革」……………井村喜代子(六)

F・ペーレンス著『労働生産性・價值及び生産原價』……………

競争と計畫

氣賀健三

一 國民經濟の計畫化は現代の經濟政策の基本的方向の一つであるといわれることがある。計畫化は必ずしも社會主義化された國國の特徵であるばかりでなく、資本主義的な體制を維持している國國においてもみられることである。その最も代表的な例は完全雇用の計畫、貿易バランスのための輸出入計畫、國土開發のための総合的計畫、廣汎な社會保障制度の實施などがあげられるであろう。これらの計畫は、その一つ一つについて個別的に考えれば、一國の經濟政策として決して目新らしいものではなく、過去の自由經濟時代においてもその例を見出すことができる。しかるに、現代の經濟政策の一つの基本的方向として特に計畫化ということが指摘されるとすれば、その理由はどこに存するであろうか。

その一つは、過去の自由放任主義の傾向に對立する意味で現代の經濟政策の全般的傾向を漠然と指していることである。第一次大戦以後の世界各國の經濟は、國際間の經濟關係においてはつきりと政

競争と計畫

府の統制、干渉の傾向を強化してきており、第二次大戦以後においてはその傾向は一そう顯著である。世界の主要國がしばしば國際的な會議を開き、協定を相互に結んで貿易自由化に努めるにもかかわらず、他方において、自國本位の貿易政策のため往時の自由貿易状態は恢復しうべくもない状態である。國際間のかかる状態は一方において國內における經濟状態の反映ではあるが、他方において國內經濟に對してもその姿を反映せしめるのである。いわゆる自由經濟のもとで政府ができるだけ私的な經濟活動に干渉しないという態度は、現實の個々の要求に合致しなかつた。戦争と景氣の波とは常に政府の統制と干渉とを強化する上に強い影響を與えた。全般的に國民經濟における政府の積極的役割が強化され、擴大されていく傾向がみられるのである。この意味の計畫化は、したがって計畫という言葉の嚴密な意味にならずとも適合しない。むしろ統制經濟、ネオ・マーカントリズムという言葉がこの傾向を示すものとして適切である。しかしながら、その時その時の必要に應じてさまざまな統制と干

涉が加えられ、積み重ねられる結果として、國民經濟の全體としての均衡と發展はいかなる影響を受けるであろうかという問題を考えるとき、この統制や干渉が部分的な目標、一時的な必要に應じているという形のままで済むとは考えがたいのである。

周知の如く、ミーゼスは、市場機構のなかで一つの價格統制が過ぎつぎに統制を波及させ、終局的には經濟全體を統制せざるを得ない事態に陥いることを指摘した。そしてミーゼスはその結果經濟的自由が全面的に喪失される危険を説いた。ミーゼスの議論にもかかわらず、さまざまな價格統制は、現に市場經濟のもとで行われているけれども、市場は全面的な統制にまで進んでもいないし、また經濟的自由が全く失われているわけでもない。ミーゼスは、價格による需給調節作用が十分におこなわれるような移動自由の競争状態を出発点として統制手段が嚴密に遂行されるもの如く論理を進める。したがって、たとえば波一つない沼に投げた石の波紋がその表面に及ぶごとく、統制は最後まで行きつくし、一つの價格統制が均衡への作用を或る部分で停止させるならば、全面的な機能障害が起ころざるをえないように推論する。しかし現實の經濟はそのような前提に合致するほど完全な競争が行われているものではない。たとえば完全競争の下で想定されている一物一價の原則にしても、現實の社會では些細な移動の障害や、競争上の障害のために文字どおり實現されているわけではない。したがって統制と競争とは相驅逐しあわないで、並存しているのである。

しかしながら、現在において競争と統制が共存していることは、將來においても両者が共存しうることを必ずしも意味しない。もし

も政府の統制と干渉の増大がさらに繼續するならば、はたして今日の競争經濟はその機能をいかにして維持しうるであろうかという疑問はなお残存するのである。

現代をして計畫化の時代と呼ばせる理由のもう一つのもは、一國全體としての經濟の均衡と發展とを政府の積極的な援助ないし指導によつて維持しようとする政策思想そのものの特徴である。自由經濟が競争市場の作用で均衡と發展とを期待してきたものであるのに對し、この自働的調節に對する不信の念は、反面において政府の力による調節、人為的政策による均衡と發展の維持という考え方を成長せしめるのである。この場合、政策當局者の視野はつねに全般的、巨視的な考慮によつて蔽われるのである。計畫的な考慮というものは、一國全體としての社會的經濟過程を客觀的な動きのままにまかせないで、因果の過程の代りに目的—手段の關係においてそれを巨視的に觀察し、統制しようとする態度を意味する。この計畫的考慮はその性質上、當然直接に需要と供給に對し、或いは間接に需要と供給の動く條件について、すなわち市場における競争の状態に對して何等かの統制を加えることになる。この統制は競争の作用に對して補完的であるか、それとも代替的であるか、或いはその両面をも兼ねそなえる。個々の具體的な統制についてみれば、そのうち或るものは補完的であり、他のものは代替的である。また或るものは、一面において競争を制限し、他面においてこれを刺戟する。たとえば競争市場を整備しようとする統制、不公正な競争を禁止する統制は補完的な効果を狙うものであるが、労働組合や企業との連合を支持するものは競争に對して代替的であろう。特許權の制度のごと

二

きものは、特定の人に獨占的權利を保證するもので、まさに競争を排除するにちがいないが、他方において、この制度あるがために技術的競争が刺戟され、動態的に考えるならば、それは競争を激しくする効果を持つのである。

しかし問題を全體的に考察するとき、計畫化はいかなる方向を競争に對して示すのであろうか。統制を加える當局者の立場としていかなる方向を狙うものであるか。ここに計畫化の方向に關する基本的な問題がある。

註(1) マンハイムは社會生活における計畫化の意味を廣く解釋し、人々の行動の半徑と豫想の半徑とが廣くかつ深くなることを意味するといふ。彼は人間の思惟能力を偶然的發見、發明および計畫の三段階に區別する。「單一のものまたは制度の任意な發明から進んで、これらのものの間の任意な統制と知的支配に至るときに、計畫化と計畫的思想といふことがいえる」と (Mannheim, K., *Man and Society in an Age of Reconstruction*, 1940. 一四九頁以下参照)。山田雄三博士は、國家計畫を持つ經濟を計畫經濟と定義している。國家計畫とは、國家が立てる計畫を意味する。計畫とは、しかるに「事の結果を見定めてそれに適合した行動をとること」であるといふ (山田雄三「日本經濟の計畫論的考察」一〇頁)。この定義も、マンハイムのそれと同じく甚だ廣い。人間の合理的行爲をすべて計畫と言いなおしているかの如き感を與える。

競争と計畫

計畫化は競争と原則的に背反するという見解はミーゼスばかりでなく、たとえばハイエクのごとく或いはアメリカに多い一連の自由主義經濟學者と目されるひとびと——ナイト、サイモンズ、ライト、ステイグラーなど——が説いている。この場合に反對される計畫化の意味は、まず第一には社會主義的計畫化といわれるものすなわちその極端な實例をソヴェト連邦の經濟にみることできる種類のものである。その特徴は原則的に私企業の自由な營業が禁止され、政府が生産と分配の仕事を引き受けること、そして生産される財貨の種類と分量は政府の計畫によつて決定される仕組である。この仕組はしばしば經濟の軍律化とも呼ばれる。これに反對する理由の最も強力なものは、このような經濟の下で個人的自由が喪失するという危惧である。この點では、上にあげたような極端な自由主義者ばかりでなく或る程度の計畫化に賛成する經濟學者もまた意見をともにしているといつてよい。さらに範圍をひろげて、イギリス流の社會主義政策を説いているひとびとの多くのうちにも、個人的自由を尊重する點において、そしてソ連的計畫經濟に反對する點において、共通の見解を求めることができるであろう。いわば自由主義的な價值観を持つひとびとは、國家の權力によつて國民經濟が運営されるごとき形の計畫經濟にすべて反對する。個人的自由の價值が社會主義的計畫化と兩立しないとする理由は、個人の創意と選擇によつて支配されるべき價值表が無視されて、國家の權力によつて特定の價值表が定められ、經濟上の生産と分配がそれによつて規定されることとはう

てい民主主義の原理と一致し得ないと考えることにあるのである。中央集権的な經濟運営が個人的なさまざまな価値を抑壓し、それが自由の否定となることは必然であろうか。現代のわれわれの經濟生活において國家の權力によつて生産と配給の仕事が擔當されている仕事は、數えあげらるるならば數多く存在する(國家的獨占事業)。しかもそれによつて個人の價值が毀損されているとは必ずしも考えられない。それらの多くは私企業社會の中に存在し、その計畫性は一部分に止まつている。けれどももしさらに多くの事業が國營化され、そして計畫化が全面的に擴げられるならば、どうであろうか。まず第一に類推されることは政治的權力を擔當するものの權力の増大である。これは、個人的價值を無視するに至らないとしても、とにかく個人が巨大な集中の權力の前にひざまずかざるを得ない状態がそれによつて生ずることは確かである。けれども純經濟的な關係のみを考へるならば、全面的國營と全面的計畫化は必ずしも政治的獨裁と等しいものではない。政治的運営においても十分に民意を尊重し、民意を反映する組織が備わり、人民に民主政治の運営能力があるならば、國營も計畫化も個人的價值を無視することなく行われ得る可能性がある。すくなくとも兩者が兩立しないという論理的證明はない。國家的に決定する價值への個人の從屬が支配的になるか、それとも個人的價值の尊重へ國家的決定を從屬せしめる傾向が支配するかは、人民の政治的能力と、計畫目的とに依存する問題である。ソ連の經濟が專制的性質を濃厚にしている大きな理由は、民主政治の經驗をほとんど持たないこの國の人民の素質と、共產主義のイデオロギーと、それに基づいた過激な工業政策とに在るといつてよい。

あろう。ただ、全面的な計畫化は必ず個人の價值の否定に至るとは限らないにしても、個人的隷従の條件を生み出すことはたしかである。それは國家に巨大な經濟的權力が集中するという事實そのものに基くのである。したがつて計畫化の提案は、できるかぎり經濟的權力の集中を避けて、個人的價值の甚だしい抑壓の危険を伴わない方法を工夫することを必要とするのである。それにはいかなる工夫があるであろうか。ランゲが考案した自由制社會主義は一つの工夫である。この方法は競争市場の模型を計畫經濟の體制の中へ植へ込もうとするものである。これによつて個人の價值の抑壓の危険がはたして緩和されるかどうか、わたくしには疑わしく思われる。第一に、一切の生産手段が國有化され、計畫が中央で立案されるかぎり、經濟的權力が中央に集中化されているという點においては、市場經濟の採用は何等の變化をも來たしていない。第二に政府が社會的生產物の全生産數量をあらかじめ計畫的に規定するという計畫化は、個々の企業家の自主的經營とは調和しない。もしも經營上の自主性を企業責任者に認めるならば、數量上の計畫化を豫め規定しておくことはできない。逆に計畫の遂行を中央政府が企業家に命令するのであるならば、企業は自由競争的な活動をすることができない。その場合には中央權力の專制的支配の危険は濃いにちがいない。第三に、もしもランゲのいうように生産手段について價格の試行錯誤の方法を政府が利用するとするならば、個々の企業活動の政府に對する從屬性はなお一そうに強くなるを得ない。市場經濟において價格が需給を調節する任務をもつものでありながら、しかもそれが個々の需要者と

供給者にとつて統制とも支配とも受取られていないのは、まさに價格の自働的性質にあるといつてよい。自働的性質というのは、或るだれか權力者によつて市場價格が決定されるのではなく、いわば自然的に、特定人の意思と權力に依存しないで價格が決定される性質を指すのである。競争の結果が價格にこの自働的性質を興える。競争に参加しているものの側からみれば、これは一種の統制を受けることにちがいないが、或る人が他の或る人に課する統制でなく、競争に参加する自分が自分に課する關係に等しいのである。したがつてそれを個人的自由の侵害とみなすことはない。しかるに政府の權力による價格操作にあつては、それがいかに一般的な需給の均衡をねらうものであつても、價格が政府の恣意的な操作によつて動かされるという性質はこれをぬぐいさることができない。政府の命令なしには價格が動かないとするならば、個々の需要者と供給者の立場はいかなる豫測とかけひきを各自がもつにしても、政府の命令に各自の利害を從屬せしめられるに至ることはあきらかである。中央集権的な計畫化のなかに競争市場をとりいれようとする案は、したがつて個人的價值の尊重という點からみても受け入れがたいものである。それと同時に經濟學的な觀點よりすれば、競争の體制がもつところの固有の自働的作用と中央計畫のもつ政治的支配との間に融和せしめることの困難な障害がもたらされるが故に、この案は計畫を破壊するか、それとも競争を變質せしめるか、あるいは兩者をもともに非能率的ならしめるという結果におちいるであろう。

今日のソ連にみられるところの經濟體制の體制は、まさにこの種

の計畫經濟の一つの見本とみることができ。人はしばしばソ連の經濟體制をば、中央集権的計畫經濟と呼び、ランゲなどの提唱せる自由制社會主義と區別する。たしかに兩者のあいだには理念上において相違があり、それを支持する經濟理論にも甚だしい相違があるようにみえる。前者は共產黨獨裁のイデオロギーの上に立つて運営されておるのに對し、後者は、個人主義の價值觀を是認しているようである。前者はマルクスの經濟學の上に立つてとにか、計畫經濟の理論を築いていこうとしているが、後者は、一般的均衡論をその土臺におこうとしている。しかしながら、それにもかかわらず、ソ連の經濟は、消費財についても生産財についても一定の市場價格を設定して交換の條件を定め、常に試行錯誤を行い、社會主義的競争を個々の企業や労働者に奨励し、計畫遂行の手段としている。ランゲ流の自由計畫經濟が、計畫をまず立てて、これを市場の中で實行させようとするものであるならば、その實態は必ずやこのソ連流の中央集権的經濟體制にならざるを得ないであろうと思われる。この場合には、個人的價值は結局全體的的目的の中に吸収されてしまふ。市場の競争は個人的價值が相競争するという意味を失い、全體の目的を達成するための能率増進の手段と化する。競争は自己規制の制度ではなくなつて、隷従の鞭と化するのである。これに反し、もしも自由制の意義を生かそうとして、個人的價值の支配を尊重するならば、その理論的前提となつていよう一般的な均衡の成立を可能ならしめる如き體制の中では、國家的生産計畫や分配計畫が働かぬ餘地はほとんど全く存しないといつてよいであろう。

三

しからば一方において個人的價值を尊重してその統制を競争市場の自己規制にまかせ、他方において全體としての國民經濟の均衡と發展とを市場の作用に委託することなく、國家的規模の計畫によつて維持しようとするならば、採用すべく許されたる途はいずれに存するであらうか。

自由主義的な個人的價值の尊重を念頭に置いて考えるかぎり、國家の力による計畫は、主として競争市場を通じて間接的に働きかける方法によることにならざるを得ない。財政上の操作および金融上の諸政策がそのなかでも主なものであらう。また市場そのものを組織化し、條件づけるのもその一つである。國家自身が或る事業を市場のなかで經營するのもその一つである。それは直接に財貨の生産・分配・消費を指定する方法でなく、市場經濟のなかで市場における各個人の經濟活動に間接的に影響を與えようとするものである。この種の方法を用いるということは、換言すれば計畫化と競争との兩立を當然に豫想していることである。そして計畫化とは、上に述べたような中央集權的なものではなく、むしろ市場經濟における均衡と發展に關する豫測にもとずいて、そこに發生するおそれがあるものとみられる不均衡や不調和の發展を是正するという程度にとどまるのである。したがつて國民經濟の經濟活動の中心は、いぜんとして個人ないしは私的な消費と私的な生産とにおかれる。かれらはそれぞれ独自の行動半徑で自己の經濟計畫を定める。このような意味の計畫化は、一國の經濟政策上の基調としていかなる意味をもつかと

して悪であり、競争は善であるということであつた。しかも他方において、獨占は不可避であり、自由競争は必然的に獨占によつて侵され資本主義そのものの矛盾が激化するという見解がひろがつてい

る。  
註(1) 山田雄三氏は資本主義的な計畫の手段の特徴を貨幣的操作にもとめ、社會主義的なそれを數量的・價格的操作にもとめている。「資本主義經濟計畫と社會主義經濟計畫」六〇頁、一〇九頁参照。その理由は、前者にあつてはできるだけ個人的自由を尊重しようとするからであるとし、後者にあつては、個人の貨幣的収益追求を否定もしくは抑制するからであるとしてい

る。  
イギリスの計畫經濟論者であるアーサー・ルイスは、フェビアン協會のために書いた「計畫經濟の原理」のなかで述べるところによれば、計畫の手段は主として貨幣的、財政的手段たるべきことを強調している。

アメリカの競争維持論といえども、貨幣的、財政的な手段による統制を否定しない。手段についてみるかぎり、極端な社會主義者を除いて、二つの主義の間に區別はないといつてよいであらう。

四

もしもこの見解が正しいとすれば、競争秩序を維持しようとする政策は無意味である。しかし、はたして獨占はそれ自體として經濟

いうならば、その場合にも強弱二様の態度がありうる。

その一つは、種々な方法による計畫化を消極的に迎へようとする態度であり、他はこれと反對に、むしろ積極的にそれを採用しようとする態度である。この態度の相違は何から生ずるか。經濟上の有力な理由は、市場經濟そのものの自己規制の性質に對する信頼の程度いかに存するといつてよい。すなわち市場經濟のもとにおいて個々の經濟活動の指標となる價格が十分の規制力を發揮することができるか、また規制力を發揮しようとしても、それによつて國民經濟の安定と發展が維持しうるかどうかという點に問題がある。

市場經濟の自己規制とは、いうまでもなく競争を通じて、價格が需要と供給の調節を圖る作用にはかならない。しかるに現代の市場における競争はその不完全さの故に、安定的な均衡を保證してない。また獨占的要因のためにその調節作用を妨げられる部分が多い。獨占的企業は市場價格を支配する力がある。或いは供給を支配する力がある。技術的革新の採用について大きな影響力を持つ。獨占的労働組合は賃金の決定について大きな力となり、その硬直性を高める傾向がある。一部の産業を支配するこれらの力は、獨占的支配力の働かない他の産業部門との間に著しい不均衡をもたらす。獨占は、國民經濟全體の伸縮性を低めて、均衡への適應力・恢復力を弱める。たとえば獨占の力をもつ工業生産物の價格は景氣の變動に對して硬直的な傾向を示すのに對して、農業生産物の價格は顯著な變動を示す傾向がある。この硬直性は需給の調節にとつて適當ではないといわれる。

獨占到對する從來の傳統的な考え方は、獨占的要素がそれ自體と

的悪であるかどうか、また獨占ははたして不可避であるかどうか。獨占と競争は排除しあうものであるか。

獨占が不可避であつて、しかもその作用は望ましくないものであるとすれば、(1) 競争市場の作用を期待して國民經濟の安定と發展を圖ることは困難であり、いきおい計畫化、あるいは公的な獨占の方法によつて、競争に代る調節作用を工夫することになるであらう。獨占が不可避であつても、もしその作用が望ましいものを持つとすれば、(2) あえて獨占到取代る體制を考える必要はなく、むしろ自由放任的に獨占を歓迎すればよい。獨占が避け得られるものであるとすると、その作用が望ましいとすれば、(3) あえてこれを避ける工夫は無用であるし、その作用が好ましくならざる影響力を持つとすれば、(4) 獨占禁止の政策が有意義である。

右のうち(2)と(3)は獨占の作用を好ましいとするが故に、政策的態度としては放任的な結論を生む。最も問題となるのは、第一と第四の見解である。第一の説は經濟體制の社會主義的革新の競争代替的政策を理論づける根據にされているのに對し、第四の説は、むしろ正反對に自由競争制度を純粹の形で保存しようとする競争補完的保守政策に合致するのである。

しかしながら、獨占の可避・不可避はどの程度においていえることであるか、獨占の善悪はどういう意味で説かれるのであるかの程度を考慮することなしには、概括的な結論をくだすことは妥當ではない。かりに獨占が不可避であるとしても、それは市場競争のなかの一部分の領域において獨占が支配することを指すのであつて、決して競争を排除することではない。また獨占が支配するといつても、

文字通りの意味の獨占は實際にほとんど存在しない。多くは寡占である。しかも潜在的に同種生産物について競争があり、さらに代用品の競争、他の市場からの競争を考慮するならば、或る企業が完全なる獨占力を持つことはほとんど全くないといつてよいであろう。チェンバリンのいわゆる獨占的競争が現實の事態である。したがつて、ただ一般的に獨占化の傾向が不可避であるという理由で、市場における競争の調節能力が衰えると考へられるのは即断にすぎないものである。國民經濟の安定と發展のために考へられる計畫化は、したがつてその特定部面において代替的であつても、全體としては、競争體制そのものに對して補完的な意味を持つとみるべきである。いかに考へるならば、市場經濟の條件についてみるかぎり、計畫化は全體としての競争を排除しようとするものでなく、むしろこれを維持しようとするものである。計畫化とはこの場合、競争の條件、市場の組織を整備することである。整備とは競争による自己規制の作用が普及するような體制の編成を意味するのである。

獨占の不可避が説かれる根據は、一つは技術的な理由である。技術の進歩が大規模な機械の利用を有利にする。市場の擴大がそれと相並び、たがいに因果の影響を及ぼしあう。多額の資本を支配することのできる大企業が競争において優位に立ち、市場を支配する力を持つに至る。この意味の獨占はしかし大企業の優越ということにすぎない。大企業そのものがすなわち獨占であるというわけにはいかない。アメリカにおける獨占禁止政策の判断をたどつてみると、時には大きなものを獨占とし、時にはそうでなく、大さそれ自體を獨占とはみていない。大さそのものを獨占とみなすのは、その大

さによつて、市場を支配する力と意圖をもつものと判定するときにそうみなされるのである。しかし市場に對して價格や數量の面で決定的支配力をもつほどの大さは、單なる技術的優越という事實のみによつては説明されない。いわゆる大企業は多數の工場を各地に散在させ、相異なるいくつかの商品を生産している。巨大さは一工場の經濟的優越ばかりでなく、合併、買収に基くものもあれば、また事業の成功そのものを喜ぶ企業家的優越それ自體もその理由として考へられるのである。このような巨大さが、競争の中から生ずるのは十分に理由のあることである。しかしながら、それは巨大さの理由ではあつても獨占の理由ではない。大企業が能率的に優秀であり、競争において革新的であるかぎりは、これを好ましくないものとして非難する理由は成立しないであらう。大企業が一つに集中された經濟力を利用して、硬直的な價格支配または數量支配の手段にうつつたえ、競争を制限して不當な利潤を確保することが、しばしば經濟力の濫用として非難される。しかしかかる非難の反面において、大企業のもつ長期的ならびに動態的な適應性は尊重さるべき點を持つてゐることを看過することはできない。短期的な均衡にむかつて落着こうとする靜態的な適應において、大企業は多數の小企業の競争に抵抗することができる。そして一時的な變動に對する適應よりも、長期的な見透しと、動態的發展への計畫とにおいて、巨大な企業はより大きな適應性を發揮することが可能である。シユムペーターは創造的破壊という表現を用いて、獨占的企業的發展的役割を指摘した。また坂を下る自動車のブレーキにたとえて、獨占的企業の持つ競争抵抗力の安定的意義を力説した。これは從來、もつぱら靜態的

にのみ獨占の作用を觀察し、價格的競争に注意を拂つてきた靜態論に對する鋭い批判である。獨占または巨大の企業がもつ獨占力は動態的、發展的に觀察するとき、均衡に對する抵抗でなく、競争力の意味がある。この競争は價格における競争でなく、他の面における競争である。たとえば新しい市場の開拓、新しい質の改良、新しい生産方法の利用、新しい商品の提供などがそれである。しかもこのような革新的意味をもつ競争を行い、それに堪へ得るのは、まさに大企業がよくするところであつて、多數の小企業が小さな市場的わけまゝを争つてゐるところでは困難である。大企業はこの動態的競争をリエンソールは、その著「大企業論」のなかで「新しい競争」と呼ぶ。そして現代のアメリカがこの新しい競争に満ちた、最も活氣のある、そして自由な選擇の餘地の多い國であるとしている。

リエンソールがあげている新しい競争とは、(一)代用品の競争、(二)新生産物または改良のための調査研究、(三)すでに確立され産業の領域への新加入すなわち「分散」、或いは他企業から供給されていた物を自から供給する、すなわち「産業的集積」、(四)競争地域の擴大、(五)一企業の内部における組織間相互の競争、(六)廣告、である。かれによれば、これらの競争は大企業のみがよくなし得ることであり、しかも、これによつて大企業のみが革新的競争がはげしいばかりでなく、中小企業のためにも、その獨特の領域において存続の餘地を供給し、これを壓倒するのでなく、相補わしめる作用をもつという。

新しい競争は、調査と研究を尊敬し、經濟生活に動的な刺戟となり、生活のあらゆる面における創造力を高め、アメリカを不斷に若

若しい國にさせ、自由と民主主義の哲學の基調をなす進歩の觀念を強固にひとびとに植へつけると、リエンソールは説く。

かれのいう新しい競争が大企業によつて大いに發展せしめられることをわれわれは是認するとしても、それがすべてではないことを忘れてはならない。すなわちそれは力を結合して同業間の競争を排除する力をもつこと、中小の企業をして從屬的な地位に置く能力を持つこと、價格または數量の調節をなし得る力をもつことである。すべての産業の分野においてリエンソールのいう新しい競争の餘地がつけねに控へてゐるわけではない。そのような刺戟の缺けるところでは、大企業は傳統的な獨占非難論がとく如く、靜態的な獨占の弊を發揮する機會を多くもつのである。

大企業の成長は、多數企業の競争のうちから發生するものとして必然的であるといつてよいであらう。しかしそれが獨占に移ることは決して必然的ではない。實際の社會における獨占は多くの場合、政策的な援助の下に成立する。公益企業の獨占、特許權による獨占、カルテル形式の獨占、國營による獨占、組合による獨占などいずれも、經濟的に優秀な大企業による獨占ではない。大企業が經濟的能率の優越性を發揮して經濟力を集中することは實際の市場經濟のなかで見受けられることであり、一種の自然の經過であるとしても、それから生ずる獨占は不可避のものとして當らない。巨大な經濟力を集中せる企業が實際に存続するのは、不可避であるが故に存続するのではなく、むしろひとびとがそれを欲し、大企業を是認するからである。獨占的または寡占の大企業は、多く不況を免がれようとする努力や、競争に際しての軍需に應ずる努力から強い刺戟

を受けている。大企業と獨占とについてその弊害を豫防することに最も熱心なアメリカの獨占禁止政策について、カプランは次のこと述べている。すなわち最近の五十年間においてアメリカの企業の規模は著しく増大し、経済力の集中は政治的な問題となつた。しばしば大きなものを獨占とみなすが如き態度も最高裁判所によつてとられたけれども、全體としてみれば、アメリカの民衆は大企業に對して寛容であり、投資家として、消費者として、それから被用者としての行爲により、大企業を促進しつづけていると、もしも大企業のみをもつて獨占や寡占と同一視するならば、獨占は不可避であるといつてもよいであろう。しかしもし獨占を非難する意味が、競争の排除、その不當な制限によつて適應の硬直性を増大させ、安定と發展を害することにあるとするならば、その非難は大きなものに對して當てらるべきものではない。

上に指摘したとおり、大企業は獨占と同じものではなく、しかも、新しい競争に直面する。大企業は多數の小企業の激しい競争よりも、競争市場に對して明白な標準を與えることにより、競争の自滅的、破壊的作用を防ぐ意味をもつている。大企業自體が備えている経済力は一時的な變動に堪えることができるので安定性をもつている。調査・開拓・革新の仕事は大企業が最もよくなし得るところである。これらの能力はまさにシュムペーターのいう創造的破壊の原動力となるものにはかならないのである。この點からみて、大企業の経済力集中は、決して競争體制を否定するものではなく、動的、發展の面においてむしろ競争的な創造、革新を進める重要な役割を演ずるものである。

1964 三八頁。

### 五

大企業による経済力の集中や、さまざまな種類の政策によつて支持される獨占體が競争の體制を全く排除するに至ることはないとしても、これらを構成要素とする競争が原子的競争の姿からはるかに遠ざかるものであることは明かである。非常に多數の同業者がいて、市場價格に對して供給者ひとりでは少しも影響を與えることができず、需要者は供給者に對して完全に無差別であるという純粹競争の状態にしても、各人の完全な知識、完全な判斷、完全な適應を豫定する完全競争の状態にしても、現實の姿からはなはだ遠ざかつている。理論上の完全競争は或る社會に對して完全な均衡、最大可能の満足、最善の生産要素結合の姿を描く。しかし現實の市場がすでににはなはだしく不完全な状態にあるとき、それからこのような状態を期待することはできない。しかりとすれば、今日市場の競争體制を維持しようとする目的はどこに存するのであるか、ひとびとは何を競争から期待するのであるか。大企業の成長や政策的獨占體の成長は昔日の原子的競争を無意味にし、自由競争の均衡を不可能にしているとき、獨占をふくむ競争、或いは計畫的な市場規制を伴う競争を維持しようとする政策は競争の効果をどこに認めるのであるか。

競争は第一に各種の用途の比較である。各種の財貨も労働もその用途の比較が必要者と供給者の両方の側から行われることが競争の意味である。競争する人間が多數にあるということが、この比較の

註(1) Machup, *The Political Economy of Monopoly*, 1952. 四七頁参照。マッラップは獨占を、可避・不可避、望むべきもの、望ましくないもの、四項目の組合せによつて、四種に分類する。そして、可避にして望ましいという場合だけが政策的問題になるとしている。そのさい問題は、いかなる費用で可避なのか、どの程度まで望ましいかを問うことにあるといふ。

(2) Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy* 1942. 邦譯上巻、第七章、第八章参照。

(3) Lienthal, *Big Business, a new Era* 1952. 五六頁以下参照。

シュムペーターにせよリエンソールにせよ、獨占的な大企業の成長に新しい競争の意義を發見する。それらの企業がたえず競争の嵐の中で生存を續けるところに進歩の意味を汲みとろうとする。これに對し、或る獨占がそれに對抗するための別箇の獨占を生み出し、競争の代りに獨占對獨占が、これまで競争のなしとげてきた社會的役割をはたすと説くものがある。ガルブレイスの平衡力の理論 (Galbraith, *American Capitalism* 邦譯アメリカの資本主義、昭和三十年) がそれである。この理論は經濟學的な理論というよりも社會學的な傾向論としての色彩が強い。というのは價格の理論としても、獨占又は複占の理論としても、それはほとんど經濟理論の内容をもつていないからである。

(4) Kaplan, *Big Enterprise in a Competitive System*

場合の問題ではなく、何人にも用途の比較の途が開かれていることが重要な點である。なぜかというに、これによつて、ひとびとは各自の價値にしたがつた獨立の判斷の世界を廣くすることができ、才能と個人的價値の實現を容易にするからである。第二に競争は個人の專制的支配をまぬがれる制度である。競争はひとびとの價値を比較させ、そこに社會的判斷を成立せしめるが、この判斷は一個人、一團體、一政府の專制的な判斷の結果ではない。社會的な一種の國民投票の結果にも類するものである。比較の機會が開かれているかぎり、專制的な判斷もそのなかで再評價される。もし比較の機會が開かれるときは、この專制から免かれることは往往にして困難であろう。第三に競争は經濟的進歩の刺激を與え、能率増進の機能をはたす。獨占的要素が存在する場合でも、それは競争のなかにある要素であり、進歩的の刺激に貢獻する。或る企業が能率的に運営されており、その利潤が能率の代償とみられるものであるならば、そこには競争の機能が働いているとみるべき一つの證據である。第四に競争のこのような機能の結果、全體として競争は消費者の利益に奉仕するものであり、個々の企業の利益は、他人を利することによつて、これを獲得することができるのである。

競争を機能的に觀察し、その形態よりもその効果について注意を拂うとき、われわれは大企業や獨占がこれを破壊するという背反に苦しまなくてもよいのである。關心の中心は競争者の数の多少や力の大小にあるのではなく、大な經濟力を持つ企業が不公正な差別を設け、不當な競争をおこなうかどうか、破壊的な競争をするかどうか、進歩を妨げる如き態度に出るかどうかに存する。計畫化の仕事

は市場の競争に關するかぎり、競争を制限することなく、競争の秩序を整え、競争の方法において公正な標準を示すことにあるといつてよい。政府が一部の産業において多數の小企業による過度の破滅的競争を防ぐために、カルテルを奨励したり、或いは獨占的な企業に對して不當な差別を禁ずる規則を指示することは、國民經濟の計畫化の一端を形づくるものとみることができよう。

註(1) ライトは資本主義の將來を論じた小論文のなかで、競争の意味を次のように述べている。「われわれは、新人に獨立的基礎の上に身を立てる公正な機會を與えるために開放的社會を保持することを欲する。かかる競争の基準は、數の中にはなく、むしろ度數分布の中にある。新企業は事實その分野で機會をもつてゐるであろうか。」

さらに、反トラスト運動の目的は純粹に自己調節的な社會を確立することではない。可能性の範圍内のいかなる程度の競争でも、時には副次的不況を防止し、購買力を維持しようとする措置を必要としないほど伸縮的でありうるとは考えられない」  
D. M. Wright 「資本主義の展望」(エリス編 A Survey of contemporary Economics 邦譯現代經濟學の展望、理論篇 1 二五八頁参照。)

(2) 競争の意義を價格決定や競争者の數からはずして、進歩と適應の面に向けた一句を紹介する。「もしも競争の意味が時の経過のうちに革新と適應の過程を促進するよう巧みに工夫された制度にあるとするならば、そして、自利心は注意深く規定さ

争の力と有効性とは、とくに些細な誘因に應じて、仕事のこの移轉がいかに大きく、いかに速くおこなわれるかに存する。」  
(J. M. Clark, *Alternative to Serfdom* 1950, 七〇頁)

## 六

上述の如く、原則的に競争的秩序の上に社會の經濟體制を考えるかぎり、形をどんなに整えたところで、ひとびとの經濟活動は各人の個人的決意に依存するのであつて、そこに全體としての計畫性を求めることはできない。與えられた體制の中で個々の企業はそれぞれの立場で經濟的に最適と信ずる判断をくだし、消費者もまた、個人の立場で經濟的最適を考えるのである。そうであるかぎり、いかに政府が全體的な統制の手を多方面の經濟分野に擴げようとしてもそれをもつて計畫化と呼ぶには値いしないであろう。

もしわれわれが私的企業の競争の秩序のもとで計畫化を語りうると思すれば、それは生産者の相互の競争についてではなく、主として生産者を誘つて、全體の均衡と發展に向かうように需要を計畫化すること以外には存しないのである。需要の計畫化とはしかし各個の商品や用役について購入量の指圖をすることでももちろんない。貨幣所得の流れの過程をとらえて、支出の面においてそれを計畫的な考慮にもとずいて支配することを意味する。計畫的な考慮の第一はインフレーションとデフレーションとをともに避けるように購買力を調節することである。その第二は完全雇用の状態を目標とする投資の調節である。その第三には、所得の再分配による平等化の促進である。その第四は國民の消費生活の共同經濟化——社會化

——である。これらの仕事はいずれも個人の支配している貨幣の總額に對して干渉し、その一部分を政府または公的團體の權力によつて支配することである。

需要を統制することは、しばしば經濟的自由競争の本質に背くものであるといわれる。競争市場の本質が消費者を最高の主権者とし、一切の生産活動は終局的に個々の消費者支配に服従しているのだとするならば、消費者の需要について政府が干渉し計畫化の手を擴げることとは、この主権の侵害の如くみうけられる。けれども、消費者主権といわれるものは、市場經濟のもとで決して絶対的なものでなく、むしろきわめて相對的である。個々の消費者は第一にその貨幣所得の範圍内においてのみ消費することができるのであり、しかも購入すべき商品と用役の價格は消費者が支配し得るものではない。消費者の所得額は、結局その支配する生産要素の用役の代價であつてみれば、それは生産要素の當該用役の購入者すなわち生産者に依存するものである。第二に、消費者の購入すべき消費財の選擇は、生産者が提供する限りにおいてのみなされるのであつて、特殊の注文生産の場合をのぞき、生産者支配であるといつてよい。消費者はただ與えられるものについて選擇をする。この選擇が普通に消費者支配または主権という名で呼ばれているものの實體である。この選擇はたしかに支配とか主権の名に近い強い力を生産者に及ぼすものがある。というのは、もしも消費者が或る商品を選ばないならば、その生産者は競争に敗退するからである。しかしこの場合でも一生産者にとつての強敵は消費者よりもむしろ現存ないしは潜在的な、同業の競争であり、代用品の競争である。消費者はこのような競争條



件を失うとき、もつていと思つていた主権をたちまち喪失する危険にさらされる。言葉の通りの消費者主権はむしろ市場經濟的商品生産でない、注文生産の場合に通用するとみた方が適切である。されば市場經濟下では消費者の選擇は生産者が提供する商品の種類と分量によつて限定されるのであつて、この種類と分量を支配する権限は一般商品の消費者には存しない。そして、商品の種類と分量の廣狹の變動は、消費者主権の侵害とは受取られていないのである。たとへばテレビジョンが發明されなかつたとき、その供給がないからといつて消費者主権が侵害されたとは考えられない。アメリカ市場でそれが普及し、日本ではそれが販賣されてないときにも、日本人の消費者主権が侵害されたとは考えないであらう。或る種の商品が關稅障壁によつて輸入を制限されているとき、或いは或る商品が輸出のためにのみ生産され、國內に供給されないとき、これを國內消費者主権の侵害として受取るほど、ひとびとは敏感ではない。第三に政府が財政的手段を用いて國民の所得の一部分を徴收するとき、所得處分の權利は政府の手に移る。政府は公共的立場からその所得を或いは消費に或いは投資にむける。この限りにおいて消費者は完全に主権を放棄してしまふわけである。また近時發達してきた社會保險の制度は個人の消費生活を共同化することであつて、個人的な消費者主権でなく、社會的共同主権ともいふべき形態に消費が變形せられてしまふことになる。

このような形において消費者主権の實態はいちじるしく制限されており、また今後において計畫化がそれを制限する傾向が濃いとしても、それは消費者主権と矛盾するものではない。といふことは、

この限りにおいて計畫化は生産の面における競争的秩序と調和しうるのである。しかし計畫化は所得の消費支出の面においてのみ行われるだけでなく、投資の面においてもおこなわれる。この方面における計畫化はただ個人の支出の過程において加えられるものではない。所得の一部分が貯蓄として個人の手からはなれ、金融ならびに資本市場へ流入して行くところで、その量と方向について行われる。この面において、市場の組織がよく整つておるならば、計畫化は實行しやすいにちがいない。

最後に一般的な結論を述べるならば、國民經濟の計畫化とは、全體としての安定と發展について下される総合的な政策を包括して特徴づける言葉である。生産的活動の面においては、それはむしろ競争的秩序を受入れるものである。國民經濟の進歩は競争的秩序のもとにおいて最も創造性を發揮することができ、個人的價値の實現に奉仕することができる。しかしこの競争的秩序は必ずしも均衡や安定を保障するものではない。その缺陷を補うことは、需要の統制である。政府の計畫化は、需要統制の面において最も顯著な意義をもつ。需要の統制はしばしば消費者主権の侵害の如く考えられる。そして計畫化がもし需要統制を必要とするならば、それは個人的自由と相容れないもののように主張される。しかしかかる見解は消費者主権の不當然絶對觀より生ずる誤謬である。經濟的自由の問題は消費者的自由よりもむしろ生産者の自由に在る。自由とは進歩の條件としての意味をもつものである。進歩は生産者の自由によつて促進されるのである。

## スターリング地域の植民地通貨制度

矢内原 勝

- 1 スターリング地域の内核
- 2 植民地通貨制度
  - a 制度の操作方法
  - b 通貨準備と購買力
  - c 流通通貨量
  - d ポンド・スターリングとのリンクと投資
- 3 結論
- 1 スターリング地域の内核

ここにいうスターリング地域とは、一九三九年以降のスターリング地域である。今スターリング地域の歴史について述べることは省略するが、一九三九年以降のスターリング地域は、それ以前のものが自然發生的、包括的であつたのに比べて、人工的換言すれば制度的であり、メンバーが大體英連邦のメンバーと一致するという意味において緊質的構造をもつてゐる。更に一九四七年三月に連合主権におけるポンド爲替管理は「法令」(statutory rules and orders)

スターリング地域の植民地通貨制度

により操作されることが終熄し、爲替管理法による正常な平和時の行政機構の一部となつた。かくして、「法令」においてスターリング地域として知られていたものは、新法の下では「シエデュールド・テリトリーズ」(scheduled territories) (表記地域) となつた。この「一覽表」は時を経るに従い、諸國の出入に應じて訂正されてゆくものであり、固定されているものではない。このようにして現在云われている「スターリング地域」とは俗稱であつて、正確には「シエデュールド・テリトリーズ」と呼ばれるべきものである。

- スターリング地域の一般の特徴として次の五項目が挙げられるのが普通である。
- 1 メンバーは通貨準備の多くをポンドで保有する。
  - 2 國際取引をポンドで爲す。
  - 3 例外を除いては、メンバー間には資本の移動のためにさへ爲替制限がない。
  - 4 關稅はあるが、大ていのスターリング地域内貿易は割當制限